

2023年2月15日

収入保障保険「ネオ de しゅうほ」をバージョンアップ！ ～設計の自在性を向上し、生前保障を拡充～

第一生命グループの一員であるネオファースト生命保険株式会社（代表取締役社長：徳岡 裕士）は、契約日が2023年4月2日となる契約より、「ネオdeしゅうほ」をバージョンアップし、死亡保障のない設計の取扱や障害状態に対する保障範囲の拡大などにより、多様化するお客さまニーズへの対応をはかります。

「ネオdeしゅうほ」バージョンアップのポイント

（１）死亡保障のない設計を可能に

単身世帯の増加などに伴い、生前保障に特化した設計のニーズが高まっている状況を踏まえ、「死亡収入保障年金不担保特則」を新設し、死亡保障のない設計を可能にします。

（２）障害状態に対する保障範囲を拡大

従来商品の保障範囲である身体障害者手帳１～３級に加え、身体障害者手帳４級・国民年金法の障害等級１級～２級（２級は精神の障害を原因とする場合を除きます。）・要介護１～５も保障対象とすることで、収入の減少が想定される障害状態・要介護状態により幅広く備えることができます。

（３）健康状態・喫煙状況による保険料の割引

健康状態（ＢＭＩ・血圧）および喫煙状況に応じた保険料率を適用します。保険料率の区分として、従来商品にはない非喫煙者標準体保険料率を新設します。

（＊）お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合は、保険料率の区分はありません。

（４）保険料払込の免除事由を拡大

付加できる保険料払込免除特約を、従来商品の「特定疾病保険料払込免除特約（2018）」から「保険料払込免除特約（2021）」に変更します。これにより、心疾患または脳血管疾患による免除事由について、従来商品では最も免除事由が幅広い型でも「継続20日以上入院または手術」であったところ、「1日以上入院または手術」に保障範囲が拡大します。

（＊）保険料払込免除特約（2021）の特約の型は三大疾病B型のみのお取扱いとなります。

（５）告知書扱も取扱可能に

健康診断書扱に加えて告知書扱も取り扱うこととし、加入手続きの選択肢を拡大します。

（＊）告知書扱の場合は、非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率は適用されません。

【商品概要】



正式名称：無解約返戻金型収入保障保険（2023）

<特長としくみ>

- (1) 死亡されたときや障害や特定疾病により所定の状態に該当されたときに、保険期間満了まで年金を毎月お支払いします。（死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金は重複してはお支払いしません。）

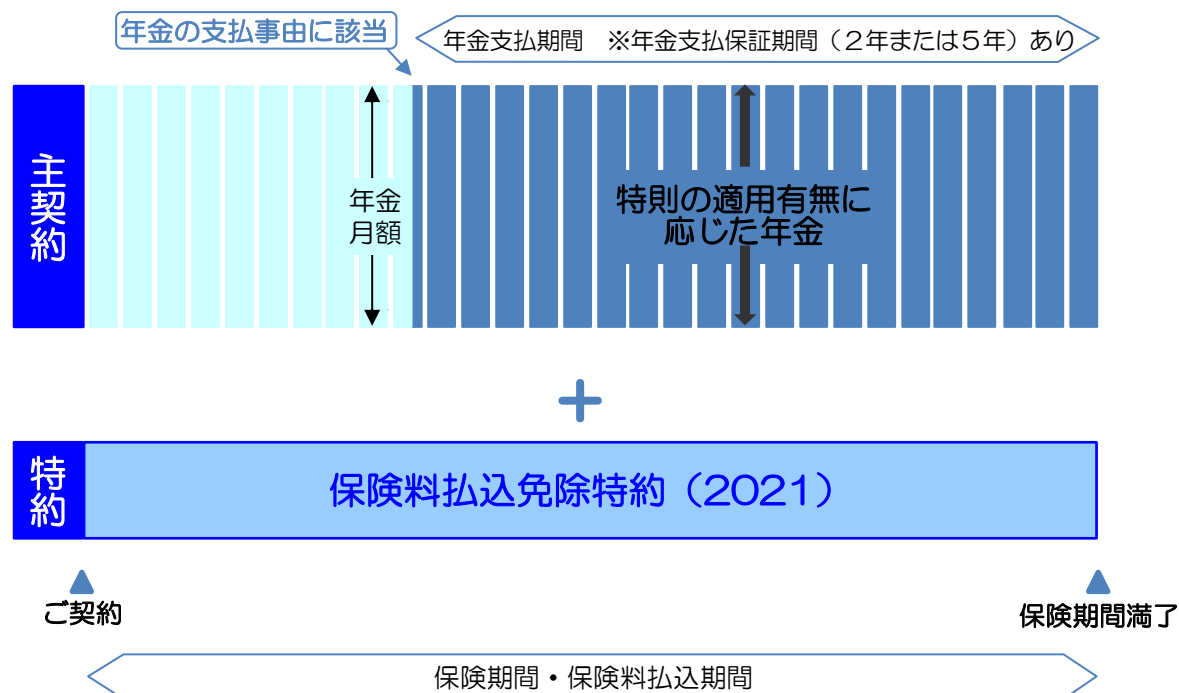
お支払いする年金 【適用する特則】	年金をお支払いする場合
死亡収入保障年金（※）	死亡されたとき
高度障害収入保障年金 【高度障害収入保障特則】	所定の高度障害状態に該当されたとき
障害介護収入保障年金 【障害介護収入保障特則】	所定の障害状態または要介護状態に該当されたとき
特定疾病収入保障年金 【特定疾病収入保障特則（2023）】	所定のがん（悪性新生物）、急性心筋梗塞または脳卒中により 所定の事由に該当されたとき

（※）死亡収入保障年金不担保特則の適用により、死亡収入保障年金のないご契約とすることもできます。

- (2) お支払いの対象となる年金は、つぎの①から⑨までのいずれかを選ぶことができます。

お支払いの対象となる年金	
①	死亡収入保障年金
②	死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金
③	死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金
④	死亡収入保障年金、特定疾病収入保障年金
⑤	死亡収入保障年金、高度障害収入保障年金、特定疾病収入保障年金
⑥	死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金
⑦	障害介護収入保障年金
⑧	特定疾病収入保障年金
⑨	障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金

- (3) 年金のお支払いには、年金のお支払いを保証する期間（年金支払保証期間）があります。年金支払保証期間は2年または5年のいずれかを選ぶことができます。
- (4) 年金が支払われる場合は、以後の保険料のお払込みは不要になります。
- (5) 年金支払開始日以後、将来の年金のお支払いに代えて、年金の未支払分の現価の全部または一部についての一時支払もご請求いただけます。
- (6) 被保険者の体格（BMI）、血圧値および喫煙状況に応じて、非喫煙者健康体保険料率、喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率、喫煙者標準体保険料率の4区分のいずれかの保険料率が適用されます。（お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合は、保険料率の区分はありません。）



<主契約の給付内容>

年金をお支払いする場合に該当されたときに第1回の年金をお支払いし、第2回以後の年金は、年金支払期間中、第1回の年金の支払日の月単位の応当日にお支払いします。

年金	年金をお支払いする場合	支払額
死亡収入保障年金 （＊）死亡収入保障年金不担保特則を適用しない場合にお支払いする年金です。	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	年金月額
高度障害収入保障年金 【高度障害収入保障特則】	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中に高度障害状態に該当されたとき	年金月額
障害介護収入保障年金 【障害介護収入保障特則】	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害を原因として、保険期間中につきのいずれかに該当されたとき (1) 身体障害者福祉法にもとづき定められた身体障害者障害程度等級表（以下「身体障害者障害程度等級表」といいます。）に定める障害の級別の1級から4級までの障害に該当され、身体障害者福祉法にもとづき障害の級別が1級から4級までである身体障害者手帳の交付があったとき (2) 国民年金法にもとづき定められた障害等級の1級または2級の障害に該当され、その障害により認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき。ただし、精神の障害を原因として障害等級の2級の障害に該当された場合を除きます。 (3) 公的介護保険制度における要介護1以上の状態に該当され、公的介護保険制度において受けた要介護1以上の要介護認定が効力を生じたとき	

年金	年金をお支払いする場合		支払額
特定疾病収入保障年金 【特定疾病収入保障特則 (2023)】	がん (悪性新生物)	被保険者が責任開始期以後、保険期間中に初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）所定のがんと診断確定されたとき ・上皮内がん（非浸潤がん、大腸の粘膜内がんを含みます。）および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんを除きます。 ・責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されても、特定疾病収入保障年金をお支払いしません。この場合でも、その後（責任開始日から 90 日経過後）新たにがんと診断確定されたときは、特定疾病収入保障年金をお支払いします。（責任開始日から 90 日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、特定疾病収入保障年金をお支払いできません。）	年金月額
	急性心筋梗塞	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に急性心筋梗塞（再発性心筋梗塞を含みます。狭心症などは含まれません。）を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき (1) その急性心筋梗塞の治療を目的として、病院または診療所において継続して 20 日以上入院されたとき (2) その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けられたとき	
	脳卒中	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、保険期間中に脳卒中を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき (1) その脳卒中の治療を目的として、病院または診療所において継続して 20 日以上入院されたとき (2) その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けられたとき	

＜付加できる特約＞

■保険料払込免除特約（2021）

がん（上皮内がん等を含みます。）、心疾患または脳血管疾患により所定の事由に該当されたときに、以後の保険料のお払込みを免除します。

保険料のお払込みを免除する場合	
がん (上皮内がん等を含みます。)	被保険者が責任開始期以後、初めて（責任開始期前の期間を通じて初めてとします。）がん（上皮内がん等を含みます。）と診断確定されたとき ・責任開始日からその日を含めて 90 日以内にがんと診断確定されても、保険料のお払込みは免除しません。この場合でも、その後（責任開始日から 90 日経過後）新たにがんと診断確定されたときは、保険料のお払込みを免除します。（責任開始日から 90 日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料のお払込みは免除できません。）
心疾患	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、心疾患を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき (1) その心疾患の治療を目的として、病院または診療所において 1 日以上入院されたとき (2) その心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けられたとき
脳血管疾患	被保険者が責任開始期以後の疾病を原因として、脳血管疾患を発病し、つぎのいずれかに該当されたとき (1) その脳血管疾患の治療を目的として、病院または診療所において 1 日以上入院されたとき (2) その脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けられたとき

（＊）特約の型は三大疾病 B 型のみのお取扱いとなります。

■リビング・ニーズ特約（2018）

被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、将来の年金のお支払いに代えて、リビング・ニーズ保険金をお支払いします。

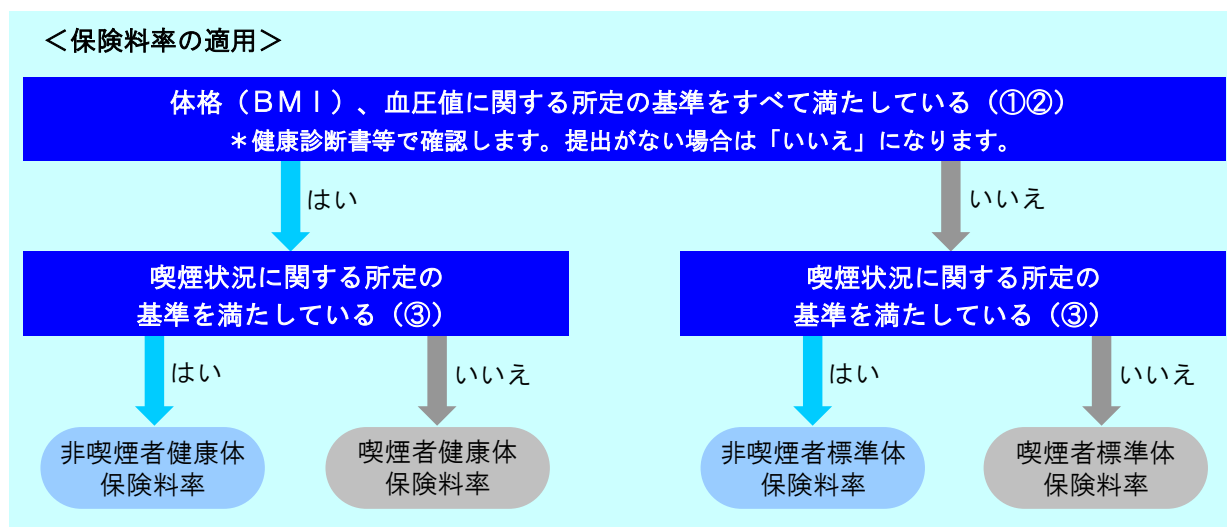
（＊）死亡収入保障年金不担保特則を適用した場合には、この特約を付加することはできません。

<適用する保険料率>

- 被保険者の体格（BMI）、血圧値および喫煙状況に応じて、非喫煙者健康体保険料率、喫煙者健康体保険料率、非喫煙者標準体保険料率、喫煙者標準体保険料率の4区分のいずれかの保険料率が適用されます。

（※）告知書扱の場合は、非喫煙者健康体保険料率および喫煙者健康体保険料率は適用されません。

（※）お支払いの対象となる年金が障害介護収入保障年金のみの場合は、保険料率の区分はありません。



- 保険料率の適用基準はつぎのとおりです。

項目	基準
① 体格（BMI）	BMI（ボディ・マス・インデックス）の値が18以上27未満であること （※）BMI＝体重（kg）÷ {身長（m）} ² ・体重（kg）は小数点第1位以下を切り捨て ・身長（m）は小数点第3位以下を切り捨て ・算出されたBMIは小数点第2位以下を切り上げ
② 血圧値	最高血圧値が140mmHg未満かつ最低血圧値が90mmHg未満であること
③ 喫煙状況	過去1年以内に喫煙していないこと （※）喫煙には紙巻タバコ、葉巻、パイプのほか、噛みタバコ、嗅ぎタバコ、電子タバコなどを含みます。 （※）喫煙の有無の判断は、告知に加えて、所定の検査によって行います。

<保険料例>

年金月額10万円、年金支払保証期間2年、非喫煙者健康体保険料率、月払

(1) 支払の対象となる年金：死亡収入保障年金、障害介護収入保障年金

(適用する特則：障害介護収入保障特則)

(単位：円)

	保険料払込免除特約（2021）付加なし				保険料払込免除特約（2021）付加あり			
	60歳満期		65歳満期		60歳満期		65歳満期	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	3,073	2,193	4,003	2,915	3,267	2,410	4,314	3,256
30歳	3,179	2,623	4,427	3,623	3,415	2,903	4,844	4,090
40歳	3,568	3,057	5,315	4,445	3,853	3,359	5,879	4,990
50歳	4,025	3,464	6,353	5,257	4,406	3,802	7,124	5,849

(2) 支払の対象となる年金：障害介護収入保障年金、特定疾病収入保障年金

(適用する特則：障害介護収入保障特則、特定疾病収入保障特則（2023）、死亡収入保障年金不担保特則)

(単位：円)

	保険料払込免除特約（2021）付加なし				保険料払込免除特約（2021）付加あり			
	60歳満期		65歳満期		60歳満期		65歳満期	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
20歳	4,375	6,108	6,017	7,945	4,466	6,314	6,189	8,268
30歳	5,609	8,116	7,989	10,711	5,744	8,376	8,255	11,131
40歳	7,074	9,391	10,541	12,850	7,253	9,611	10,927	13,245
50歳	7,277	7,474	12,161	11,537	7,429	7,585	12,593	11,804

<その他>

(1) 契約年齢 : 20歳～70歳

(2) 保険期間・保険料払込期間 : 40歳～80歳まで

(3) 年金月額 : 5万円以上

以 上

(注) この資料は2023年2月時点の商品の概要を説明したものであり、契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。ご検討、お申込みにあたっては、各保障の留意点や給付金をお支払いできない場合等の商品の詳細について、「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」など所定の資料を必ずお読みください。

(登) B22N2011 (2023.2.6)